芦屋市議会議長

松木義昭様

議会基本条例検証会議 座 長 青 山 暁

議会基本条例検証会議の最終報告について

令和3年6月25日に設置された議会基本条例検証会議において、芦屋市議会基本条例の検証 を進めてきました。

このたび、その最終報告がまとまりましたので、別添のとおり報告します。

記

1 報告内容

別添「議会基本条例検証会議最終報告資料」を参照

以 上

議会基本条例検証会議最終報告資料

1 検証会議への諮問事項及び検証の根拠

議会基本条例第27条の規定に基づく検証

(検証及び見直し)

- 第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の 改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 委員構成

座	長		青山 暁 副議長
委	員	自由民主党芦屋市議会議員団	川上 あさえ 議員
		日本共産党芦屋市議会議員団	平野 貞雄 議員
		公明党	徳田 直彦 議員
		あしや しみんのこえ	中村 亮介 議員
		日本維新の会	大原 裕貴 議員
		BE ASHIYA	大塚 のぶお 議員(第5回目まで)

3 会議内容

	日時	協議内容			
	令和3年8月3日	・検証の根拠の確認			
第1回		・推選委員の確認			
- 第「凹 		・会議体の名称について			
		・検証の進め方について			
第2回	令和3年8月23日	・条例の確認(前文~第15条)			
第3回	令和3年9月17日	・条例の確認 (第 16 条~第 27 条)			
第 4 回	令和3年10月7日	・議員アンケート(案)の確認について			
第5回	令和3年11月2日	・議員アンケートの結果について			
第6回	令和3年11月24日	・議員アンケートの検証			
第7回	令和3年12月14日	・議員アンケートの検証			

第8回	令和4年1月13日	中間報告(案)の検討
第9回	令和4年1月27日	中間報告(案)の検討

4 検証の内容

今期の議会基本条例の検証にあたり、令和3年10月11日付で全議員にアンケートを行いました。

【アンケートの内容】

- ・議会基本条例の各条文(一部検証対象外あり)の有効性(基本条例に書かれていることが十分 生かされているか)について、「有効」又は「有効とするには不十分」の評価を行い、特に 意見があれば意見欄に記載する。
- ・議会基本条例の各条文(一部検証対象外あり)の妥当性(基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か)について、「妥当」又は「妥当とするには不十分」の評価を行い、特に意見があれば意見欄に記載する。
- ・上記以外に、各条文(一部検証対象外あり) に特に問題提起等があれば記載する。
- ・上記以外に、条例全般に対する意見等があれば末尾に記載する。

アンケートは10月22日に締め切り、以後の検証会議ではアンケート結果について、特に 「有効とするには不十分」との意見が集まった第2条、第4条、第7条、第10条及び第14条を 重点的に検証しました。

なお、妥当性に関して「妥当とするには不十分」との意見が集まった条文はありませんでした。

上記以外では第5条及び第13条について、委員から意見がありました。

それ以外の条文については、「現行どおり」と結論づけています。

各条文のアンケート結果及び検証結果については別紙「議会基本条例検証シート」を参照して ください。

5 逐条検証結果一覧表

詳細は別紙「議会基本条例検証シート」をご覧ください。

有効性・妥当性の評価については、空欄での回答がありましたので、必ずしも議員総数とは一致しません。

R			有效	动性	妥当	当性	
条		見出し	有効	不十分	妥当	不十分	
		検証会議での議論		今後の方向性			
前文				- 検証対	対象外 -	-	
第1条	目的		-	- 検証対	対象外 -	-	
第2条	議会	活動の原則	13	7	20	0	
		代表者会議と議会運営委員会の一	今回は明	見行どおり	とするが	、新たに	
		本化	一本化は	こ関して調	議論する必	必要が生	
			じた際に	には再協議	とする。		
		代表者会議の公開	現行どお	おりとする	0		
		議会運営委員会会議録のネット公	公開の力	方向で進め	ていくこ	ととし、	
		開	以後は調	養会運営	委員会にで	て協議す	
			る。				
		無所属議員の代表者会議での発言	現行どおりとする。				
第3条	議員	活動の原則	20 0 19 1				
第4条	議長	の役割	12 8 19 1				
		議長の会派離脱	議長就任中は「中立・公平」につい				
			ての意識を求めるが、制度的には現				
			行どおり	とする。			
第5条	議長	及び副議長志願者の所信表明	18	2	18	2	
		本会議場での所信表明について	両論あり	結論を得	:ず。		
第6条	会派		19	1	19	1	
第7条	議員	の政治倫理	16	4	19	1	
					の発言やほ		
					者等がハう		
					恐れがあ	る事を、	
				ド <u>今</u> 一度認			
第8条		に対する情報の公開 	19	1	20	0	
第9条		:意見の把握と反映 	19	1	20	0	
第 10 条	議会	報告会	13	7	18	2	
		議会報告会について		5会準備会	会での議論	命に委ね	
			る。				

第 11 条	緊張	関係の保持	20	0	20	0
第 12 条	政策	等の形成過程の把握	20	0	20	0
第 13 条	定例	会の開催等	20	0	19	1
		夜間・休日議会について	現行どお	3 9		
第 14 条	議員	の質問と反問権	16	4	19	1
		議員の質問と反問権	現行どお	うりとする	0	
		会派代表者以外の議員の総括質問	現行どお	3りとする	0	
		3月議会での一般質問	議会運営	ば委員会で	協議する	o
第 15 条	傍聴	者への配慮	20	0	20	0
第 16 条	委員	会の運営	18	2	19	1
第 17 条	議決	事件の追加	20	0	19	1
第 18 条	議会	図書室の充実等	19	1	20	0
第 19 条	議会	事務局の体制整備	18	2	19	1
第 20 条	議員	研修の充実強化	20	0	20	0
第 21 条	政務	活動費の執行	19	1	20	0
第 22 条	災害	等への対応	20	0	20	0
第 23 条	議員	定数	20	0	20	0
第 24 条	議員	報酬	18	2	20	0
第 25 条	他の	条例等との関係	-	- 検証対	対象外 -	
第 26 条	条例	の理念の徹底	20	0	19	1
第 27 条	検証	及び見直し	20	0	20	0

6 条例の改正について

検証過程では、条例改正に至るような議論まではなされませんでしたが、条例第7条 の規定中、引用している決議の制定年度について規定の整理が必要

第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例(平成13年芦屋市条例第21号)及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議(平成元年芦屋市議会決議)を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

議会基本条例検証シート

●アンケート末尾の「その他」で1意見削除しています。理由は回答者の個人的な事情を 記載されており、検証会議の場で議論できないためです。

第2条

第2章 議会・議員活動の原則

(議会活動の原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 市民の代表機関として、多様な市民意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に 努めること。
 - (3) 会派及び議員間の協議による合意を尊重した民主的な議会運営に努めること。

	有効	13	不十分	7	空欄	1				
	【意見】									
	●議会判断の	中枢を占める会	☆議である代表	長者会議が原則	非公開の会議と	なっており、第1号				
	で掲げられ	ている透明性に	ニ課題がある。							
	●重要な内容	を協議する議会	会運営委員会	の会議録につい	ヽてネットでの	公開がされていない				
	ため、透明	性に課題がある								
	●会派に属さ	ない議員の発言	言権が認められ	いない 代表者会	議の在り方は、	民主的な運営とは言				
	えない。									
有効性	●JR 芦屋駅	南地区再開発事	業調査特別委	美員会で、当局	への反問権を認	ぬた協議会において				
の評価	インターネ	ット中継を認め	りなかったのに	は透明性にかけ	る。					
	● (3) につ	いて、「合意」	「民主的」とい	いう言葉を美辞	麗句で用いてレ	いる印象は否めない。				
	会派間、議	員間とは何事か	、認識にバラ	ラつきがある。						
	●JR 芦屋駅間	南地区再開発事	業調査特別委	美員会で、当局の	の反問権を認め	た協議会はインター				
	ネット中継	無しという判勝	Fをしましただ	ば、議会の透明1	生という点で課	題があったように感				
	じます。									
	●第3号に関	しては、会派に	所属したいか	ぶできない議員の	の発言の機会の	確保が不十分と言え				
	る。また、会	会派・議員に対	ける役職など	で割り当てが	公平とは必ずし	も言えないので有効				
	性の検証の	余地がある。								
Z11714	妥当	20	不十分	0	空欄	1				
妥当性	【意見】									
の評価										
	【意見】									
		でなる仕事老人	・詳し八胆仝部	美でなる議会演	労利の マン・カー・ファイン マン・ファイン マン・ファイン マン・マン・ マン・マン・ マン・マン・ マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マ	ンバーを押り目じて				
	●非公開会議である代表者会議と公開会議である議会運営委員会は、メンバーも概ね同じであるため、敢えて別会議に分ける必要性が感じられない。代表者会議を廃止し、全て議会									
	あるため、取えて別会議に分ける必要性が感じられない。 代表者会議を廃止し、主て議会 運営委員会において決定してはどうか。 西宮市議会では代表者会議を廃止し、議会運営委									
	連営安貞云にわいて伏足してはとうか。四宮川議云では <u>八</u> 衣有云識を廃止し、議云連営安 員会に一本化した経緯がある。									
	●議会運営委員会の会議録をネットで公開すべき。阪神間だと、西宮、尼崎、宝塚、川西の									
問題提	●歳云連呂安貞云の云蔵塚を不少下で公開りべる。欧仲间だと、四宮、尼崎、玉塚、川四の 4議会は議会運営委員会の会議録がネット公開されている。									
起 等	●議会運営委員会、代表者会議における「会派に属さない議員」の発言の制約が厳しいと感									
,_ ,					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	発言する機会は認め				
						立場を踏まえた上で、				
		時間を配慮する				,				
	●この条例を	不適切な捉え力	ラをしている 語	養員もいる。 そ	のため、もうー	一度この条例の趣旨、				
	目的、活用	する場合の理解	7等の、議員名	各位が認識をし	っかりと持つ~	べきだと考える。				

検証会議での議論

| 代表者会議と議会運営委員会の一本化

- ●他市が代表者会議と議運を一本化した理由を知りたい。
- ●今後、新たに代表者会議の一本化について議論できるのであれば、今回は現行どおりでも 良い。
- ⇒今回は現行どおりとするが、新たに一本化に関して議論する必要が生じた際には再協議とする。

代表者会議の公開

- ●非公開だから議論を深められるメリットもある。
- ●代表者会議の議題にはオープンにできない事案もあり、現行の取扱いになっている。
- ●対象によって公開が差支えない場合,原則公開にして一部の議題は非公開にする,又は原則非公開とし,公開の場合はあらかじめその旨を明らかにするなど,見直しの一歩として考えては。

⇒現行どおりとする。

議会運営委員会会議録のネット公開

- ●H25年8月の議会改革特別委員会で同じ議題が出ており、意見の一致をみなかった。
- ●この議題についてはネット公開すべく次の段階に進める。
- ⇒公開の方向で進めていくこととし、以後は議会運営委員会にて協議する。

無所属議員の代表者会議での発言

- ●議運のオブザーバーと同等までとはいわないが、発言をある程度認める方向性は確認していいと思う。
- ●今までもかなりの部分を議長は認めている。会派制のもと全会一致でなるべく決めようとしており、発言を認めると無所属議員が多くなった場合おかしなことになる。会派代表者の会議という重みがあるため、無所属が発言を控えるのが原則。
- ●議決権は無所属にないので、多数になっても影響はない。発言時間の配慮など、一定の制 約は否定しないが、全く認めないのは行き過ぎ。無所属議員も市民の代表なので、制約を 設けつつ発言を認めるべき。
- ●常任委員会や議運は申し出があった場合諮る手続きを経ながらも、基本的に発言を認めている。代表者会議も認める前提があったうえで、制約があるくらいにとどめては。
- ●現状どおりでいい。無所属議員は他の会派に頼んで意見表明してもらうなどやりようはある。採決という形で意見集約することを考えれば、無所属議員を全員含めてしまうと時間的にも物理的にもしんどい。
- ●無所属議員の発言に配慮してもらえるなら現行どおりでも良い。

⇒現行どおりとする。

第4条

(議長の役割)

- 第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。
- 2 議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

- Marketon I may all the second of the secon									
	有効	12	不十分	8	空欄	1			
	【意見】								
	●会議原則に	は現状維持の原	原則も含まれる	5。必ずしも、「	原則のとおりに	すべきというもので			
	はないが、原	原則と異なる判	断をする以上	、それ相応の説	的責任が生じる	るものだと思われる。			
	今年度の議	会の中で、本会	議において同	「否同数となる	議案が生じたが	、議長が賛成票を投			
	じたために	可決となった事	事例がある。こ	の事例だけを見	以て有効性の判	断を下すことはでき			
	ないものの	、諸手を挙げて	て有効であると	評価すること	もできないと考	える。			
有効性	●本会議や代	表者会議で議会	会運営がスムー	-ズに行われて	いないと思われ	る。			
の評価	●議員間で意	見の相違が生し	ごた時、議長か	が中立かつ公正	な立場で、かか	わることが重要。議			
	事進行発言	が増えているの	つは、議長の詩	義事運営への不	信からではない	がず。			
	●第4条2項	の中立性につい	って、議長就信	£者は再認識す	る必要がある。				
	●議長の役割	がしつかりと昇	果たされず、空	転していると	感じることがあ	ります。インターネ			
	ット中継も	されており、特	昇に本会議場 て	だは傍聴者も沢口	山おりますので	、もう少し改善して			
	いただきた	いと思います。							
	●第2項に関	しては、本年の	5月以降、会派	所属議員が議	長に対して個別	案件で民主的で効率			
	的な議会運	営を申入れた	が適切に取り	汲っていただけ	けなかったよう	なので有効性につい			
	て検証の余	地がある。							
妥当性	妥当	19	不十分	1	空欄	1			
の評価	【意見】	【意見】							
∨⊅н⊤ ш									
	【意見】								
	●議長の公平性、中立性を担保する観点で、議長は会派を離脱することを定める必要がある								
	のではないか。秩父市、寒河江市、伊賀市、帯広市などでは、議長は会派に属さない旨の								
	規定が設けられている。国会の両院議長については、規定はされていないものの、慣例で								
問題提						に対し、議長の中立			
起等	性、公平性の担保をより明確に示すことができるのではないか。								
		●議会によっては、議長就任により会派に属さないことで中立性を担保する事例もある。本							
	市議会でも研究する余地はあると考える。								
	●この条例を不適切な対応をしている議長もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。								
I.ヘニマ ヘ ニンナ			がり、議員各位	Zか認識をしつ	かりと持つべき	たと考える。			
検証会議	議長の会派離		シス しいみ7月 こチ	カン / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	キナノレオージ	シャーンは旧日日 チンパン			
での議論						いってば問題ない。			
	→ 「中立・公	十」と方思した	_勿口(⊂, 硪⊅	てソナビュー(出)	題ありと感じる	D C C 11300 €0			
	⇒議長就任中	は「中立・小3	立」 についての)音識を求める	が、制度的には	現行どおりとする。			
	/ PHX.JX/II/L	10 1 4 47		一方 こうこう	~ , IDD/又ロバー(a	ショコニョンノニップ。			

第7条

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例(平成13年芦屋市条例第21号)及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議(平成元年芦屋市議会決議)を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

	有効	16	不十分	4	空欄	1		
	【意見】							
有効性	(有効)●虚礼類	禁止では冠婚葬	祭への対応が	緩和されたこと	と、ハラスメン	ト防止指針の策定に向		
の評価	け議論がさ	れているなど詩	呼価できる。					
	●この間のハ	ラスメント事業	常については、	情報の提供なる	ど慎重にしなけ	ればならないが、慎重		
	さを欠く行	為が見受けられ	たことから高	らい倫理意識を	持つ必要がある	と思う。		
	妥当	19	不十分	1	空欄	1		
妥当性	【意見】							
の評価								
	【意見】							
	●各種行事の電報、メッセージについて自粛を要望するものであるが、議員の活動として問題							
問題提	なき行事に対しては自由に送ってもよいのではないか。							
起等	●この条例を不適切な捉え方をしている議員もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目							
	的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。							
	ハラスメント事案からの気づき							
	●議会として、この条文を生かせなかった点は「不十分」であったと認識しなければならない。							
検証会議	●取り上げ方にまずい点はあったが、全てにおいて倫理的に問題があった訳ではない。							
での議論	●委員会の審	査の仕方や質問	引の在り方につ	ついて、議会全	体で気を付ける	必要がある。		
くくノロジロ田								
	⇒本市議会に	おける今期の具	具体的事例を踏	沓まえ、本会議・	・委員会での発	言や取り上げ方によっ		
	て,関係者	等がハラスメン	/トを感じてし	しまう恐れがあ	る事を,全議員	が今一度認識する。		

第10条

(議会報告会)

第10条 議会は、議会報告会を開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換に努めるものとする。

換に努めるものとする。										
	有効	13	不十分	7	空欄	1				
	【意見】	【意見】								
	●コロナ禍の	影響もあり、関	開催ができてV	ない年度が続	いているため。					
	●コロナ禍に	おいても議会	報告会をおこれ	なう検討がなさ	れても良かっ	たのではないかと思				
有効性 の評価	う。									
	.,,,,,				•	今後、研究が必要。				
			よかったが、オ	・ンフインやアン	ノケート調査な	どで意見交換はでき				
	るのではな		でキアいわいそ	ミナッラハル	レわび何さみの	丁土か1 ア則煜1 ア				
		しはらく開催 .のではないで1		P, A Z J 1 Z 1	これと何らかり	工夫をして開催して				
			- , ,	学する給計の全	地けあったので	ごはないかと考える。				
	妥当	18	不十分	2	空欄	1				
妥当性		10	1 1 2 3	_		1				
の評価	●コロナ禍等	での対応を今後	後検討する必要	更がある。						
	【意見】				A					
	●YouTube 等を活用し、オンライン配信による議会報告会を開催すべきではないか。双方向でのやりとりを進めるのが難しいのであれば、議会報告会については、一旦、一方的に配									
						て、一旦、一万的に配				
	''' '	信し、質問等があればメール等でいただく形でも良いのではないか。								
	●当初は一方的な報告会だったものから意見交換を交えた運営となり評価できる。ただ、聞き放しではなく、戴いた意見を市民にフィードバックすることが今後の課題である。									
	●開かれた議会を目指す主旨はもちろん理解するが、市民との意見交換というのは本来、議									
	員が各々取り組むべきものと考える。									
問題提	●議会報告会をしても市民の数が限られており、それにかけるコストパフォーマンスを考慮									
起等	すると準備の割には、成果が得られていない状況ではないか。現状を鑑みれば、議会報告									
70 47	会の意義は希薄な感は否めない。									
	●コロナ禍など非常時における市民との意見交換のあり方については議会として議論すべ									
	き余地があるのではないのか。									
	●現状は、報告会というより、意見交換会が中心となっており、報告会の実施については、 (4)まま会業第75日東した会場で議論してはいるかしまさえ									
	代表者会議等で見直しを含めて議論してはどうかと考える。 ●フロナ場の中 議会報告会け確全ながら関係出来なかった。今後は仮にそのような場合に									
	●コロナ禍の中、議会報告会は残念ながら開催出来なかった。今後は仮にそのような場合に はオンラインを使っての報告会の開催などを検討してはどうか。									
					· -	考えた意見交換会に				
	感じる。									
検証会議	議会報告会に	ついて								
での議論	⇒議会報告会	準備会での議論	倫に委ねる。							

第14条

(議員の質問と反問権)

- 第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括質問方式によるものとする。ただし、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問(総括質問)は、一括質問方式によるものとする。
- 2 市長その他の説明員は、議員の質問に対し、議論を深めるために反問することができる。

2 市長での他の説明貝は、議員の質問に対し、議論を深めるために反向することができる。										
	有効	16	不十分	4	空欄	1				
	【意見】									
有効性	●2 項の反問	権が有効に活用	月されていない	0						
の評価	●第2項につ	いては、議論を	と深めるために	も当局側の反	問権行使するた	とめの要件について明				
	確にし、条	文も活かせる	土組みにしてお	く必要がある	0					
	妥当	19	不十分	1	空欄	1				
妥当性	【意見】	10	1 1 24			1				
の評価										
	【意見】									
					· · · · ·	は反問権が認められて				
					においても有効	かであることから、委				
			忍めるべきでは	=						
				双方にとって:	理解を深め、建	設的な議論とするた				
	,	者側には適宜を		10 1~17日 一・ トッ	1 707777 10					
					と理解してより					
問題提	_ , , , , , , ,					は現状、会派の代表者				
起等						検討してみてはどう 間機会を確保するた				
		云がたけではん 作りも必要では		馬 したいが ご	さない	同成立と作用するた				
			- 0	上継関が冬仮に	ケアナポに海田	変更したことについ				
	て、問題が				XII. C 7 (CE/I)	及文 じたことに 3V				
	, , –		み反問が認めら	れるが、委員	会での反問に~	ついては、 (議員から				
	●市長や説明員は本会議のみ反問が認められるが、委員会での反問については、(議員からの質問は工夫すべきであるが)行政側にもあらためて、周知が必要ではないか。									
	●反問することはできるとあるが、活かされている気がしない。「反問」に対する議員の認									
	識を再確認	する必要があ	5.							
検証会議	議員の質問と	反問権								
での議論	●質疑をして	当局側が理由	をなかなか述べ	ずに答弁する	ケースがある。	行政も反問権を行使				
	していいし	,それに対応	する力を議員も	持つべき。委	員会についても	5反問権を認めるし,				
	本会議でも	もっと行使し	たほうが議論を	深められる。						
	●実際の運用	として当局か	う反問が出てい	る場合もある	。反問的な対応	があっても止めない				
	ことを確認	すればいい。こ	の規定はこの	ままにしておい	ハて,実際の運	営に適用していけば。				
	●当局側に質	疑に遠慮しな	いで委員会でも	反問権を行	吏してもらえれ	ばという申入れをし				
	てはどうか	0								
	●反問権とい	うと大げさだ	が,「この場合は	はどうするか <u>.</u>	」というニュア	ンスの質問も認める				
		化したほうが	-							
	●委員会で活	発な議論を促	す趣旨は分かる	が,反問権を	認めると当然の	ごとくというように				

●当局にどんどんやってくださいという話ではなく、もしそういうことがあった際に議会側

なるので、時間をかけて考えたい。

として止めないという認識でいい。

●委員会を含め現状で良い。

⇒現行どおりとする。

会派代表者以外の議員の総括質問

- ●一般質問の時間を会派内で調整できる延長線上のように思う。質問通告者を2人にするということでは。
- ●総括質問をする人に、他の議員がこういう質問や展開してほしいと伝えることも議員の力を育てることにつながる。会派内でやればできないことはないと思う。

⇒現行どおりとする。

3月議会での一般質問

- ●議会改革特別委員会で他市のように導入すべきと提案したが、少数意見にとどまった。
- ●他議会での状況が知りたい。
- ●他議会の状況を踏まえ、議運や代表者会議で検討してみては?
- ●3月でも、予算に関わらない事も質問できる機会を持つべき。
- ●現行どおりで良い。ほとんどの事務が当初予算と関連しており、総括質問の対象とならない事務はないと思う。
- ●3月に一般質問を行う場合、時間を短くするなど工夫しては?
- ⇒議会運営委員会で協議する。

第3条

(議員活動の原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
 - (2) 自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
 - (3) 一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。

	有効	20	不十分	0	空欄	1		
-£ + [-1] [-1	【意見】							
有効性	(有効)●他の詞	義員については	不明だが、少	>なくとも自身に	は条例で掲げら	れている内容を理解		
の評価	し、遂行し	ている。						
	(有効)●本市詞	議会では議員研	修等が盛んに	行われており、	評価できる。			
	妥当	19	不十分	1	空欄	1		
妥当性	【意見】							
の評価	●JR 芦屋駅	南地区再開発事	葉など、これ	いまで議会で議	央をしてきた内	容を反故にすること		
	は議会軽視	につながる。						
	【意見】							
	● (3) の一部の団体、一部の地域に捉われた発言が最近増えてきたように感じるので、再							
	度全議員で認識を新たにした方が良い。							
	●各議員がどのような活動をされているのかまでは分かりませんが、議会全体として市政に							
問題提	ついての勉強会が必要だと感じます。基本的な情報を理解されていないまま質疑をされて							
起等	いることが多いように思います。							
	● (2) の条文には、「市民の代表としてふさわしい活動をする」 とあるが、ふさわしい内容							
	について具	体性を持たせる	らか、または好	強調してはどう:	か。			
	●この条例を	不適切な捉え力	ァをしている 詞	義員もいる。そ	のため、もう一	一度この条例の趣旨、		
目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだ								

第5条

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

明する機会を設けるものとする。										
	有効	18	不十分	2	空欄	1				
有効性の評価	- 担保という観点での目的達成けできている が 議会中継や会議録のネット配信がたい。									
	妥当 18 不十分 2 空欄 1 【音目】									
受当性の評価	【 <mark>意見】</mark> ●所信表明し	た議員以外が認	養長・副議長は	こなる可能性が	ある現状					
問題提起等	 【意見】 ●条文の目的に掲げている透明性を更に高めるためにも、所信表明は議会中継や会議録のネット公開が行われる本会議の場において実施するべきではないか。 ●本会議において議長、副議長への立候補への所信表明が市民にも見えるほうがより議会が活性化するのではないか ●立候補制が形骸化しないよう、各議員で意識を新たにされたい。 ●議長任期に関してであるが、従来の1年としても良いのではないか。 ●所信表明が全体協議会だけであるため、本会議を傍聴されている市民からすると、なぜこのような選挙結果になったのかが分かりません。オープンにする工夫があってもいいのではないでしょうか。 ●立候補期間に届け出により立候補を特定し、記号式投票により無効票を減らすべきと考える。 ●所信表明に対する質問の在り方については、立候補者の人格否定にならないように各議員の良識を踏まえた対応が求められる。 ●所信を表明できる機会があるものの、投票する側がそこを重視していない。よって、数合わせで予め示し合わせて決められた人へ投票するのではなく、適任だと思う人に自主的な 									
検証会議	本会議場での	所信表明につい	17							
での議論										

第6条

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等のために調査研究を行う。

2 会派は、以東立条、以東提言寺のために調査研究を行う。										
	有効	19	不十分	1	空欄	1				
有効性の評価	【意見】	【意見】								
♥プラナ1Ⅲ										
立八件	妥当	19	不十分	1	空欄	1				
妥当性の評価	【意見】									
	【意見】									
	●問責決議案	の質問時会派作	えではなく-	一人ずつが行う	場合があるが、	同じ会派で、同じ質				
	問を何度も	繰り返すのは、	運営以上いた	いがなものか。						
	●1 人会派も	認めていく方向]で検討してに	はどうか。						
	●条文は現行通りで問題無いと思われる。今後、人口減少等の理由により議員定数が削減さ									
	れた場合、1人会派を認める議論があっても良いと考える。									
	●1 人会派を認めている事例を、もう少し研究できないでしょうか。									
	●2人会派は議運でオブザーバーとして参加しているが、役割として委員とさほど相違ない									
問題提	ような実態であることから2人会派であっても委員を選出することを認めることはでき									
起等	ないか。 ●所属議員2人以上で会派として認めているのにもかかわらず、議会運営委員会では2人会									
	- // //		• -		- , , ,					
		•	_			つか。また、多様性の				
						ってきているのでは				
	ないか。会派制の現代における意義も一度議会で考察してみる必要があるのではないか。									
	●会派結成により効率的な議会運営に大きく寄与している点を明記し会派制を導入してる 経緯と線引きを明らかにするべきでる。									
				2円がかりが日・	立た 個みの業	員の意志を尊重する				
	, _ ,					れた意見のバランス				
	•	,	50 (V'3216	ょよひにて心ん	/よ v '。 か/)男/ノ C	4 いこ思元Vグ、ノンク				
	がとれていない。									

第8条

第3章 市民と議会との関係

(市民に対する情報の公開)

- 第8条 議会は、本会議のほか、委員会を広く市民に公開するものとする。
- 2 議会は、議会の広報誌、ホームページその他の広報媒体の活用により、市民への広報活動に積極的に取り組むものとする。

	有効	19	不十分	1	空欄	1			
有効性	【意見】								
の評価	●代表者会も原則公開にするべきではないか。								
EMM.	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
妥当性の評価	【意見】								
ひ計画									
	【意見】								
	●議会運営委員会のネット中継の意見もあろうと思うが、費用対効果、運用上の手間、運営の								
問題提	あり方を議	論する会議の特	学性から考察す	けると、必然性	が認められない	o			
起等	●市議会事務	局の Facebook	は開始されて	いますが、折角	自なら一人でも	多くの市民の皆様の目			
起 守	に触れる機	に触れる機会を増やすためにも同期できる Instagram や Twitter も始めたらどうか。							
	●まったくも	って、市民に対	して公平で開	かれた情報公開	開をしていない	。不都合な真実は議会			
	によって蓋	をされているこ	ともあるよう	うに感じる。					

第9条

(市民意見の把握と反映)

- 第9条 議会は、請願の審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、願意の的確な把握に努めるものとする。
- 2 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見公募手続(パブリックコメント)等を活用して、専門的 識見や市民意見を議会活動に反映させるよう努めるものとする。

	有効	19	不十分	1	空欄	1			
	【意見】								
有効性	(有効)●口頭	東述は審査を進	める上で参考	になることも創	多く、開かれた	議会という側面から			
の評価	見ても有効	=							
		• • • •	治法に定めら	っれている公聴	会制度、参考人	制度を活かしきれて			
	いないので	はないか。							
妥当性	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
の評価	【意見】								
	【意見】								
	●陳情審査でも口頭陳述があっても良いのではとの意見もあるが、請願と陳情はその性質								
	上、請願が議案であり紹介議員を要すること、陳情は要望書等と同様に書面のみで提出さ								
問題提	れること、以上を差別化するため陳情の口頭陳述は内容にもよるが必要性を認めない。								
起等	●現状では、9条の2が、活用されていない。具体的な事例に関する情報不足がその原因の								
位 寸	ひとつと考える。委員長会議かもしくは、議会運営委員会などで具体的に他市事例などを								
	調査し、積極的に活用すべく研究・調査が必要ではないかと考える。								
	●市民の意見	●市民の意見を把握する前に、紹介議員の好き嫌いで判断することに囚われすぎているよう							

第11条

第4章 議会と市長等との関係

(緊張関係の保持)

第11条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、 市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行い、民主 的な市政の発展に取り組むものとする。

Z. LILISI	有効	20	不十分	0	空欄	1				
有効性	【意見】	【意見】								
の評価										
TO MALIA.	妥当	20	不十分	0	空欄	1				
妥当性の証法	【意見】									
の評価										
	【意見】									
	●前期の問題 11-2-1 でも示されているが、執行機関から市政に関わる情報については、新									
問題提	聞等メディ	アを通じて知る	らことがあり、	議会に対する情	青報発信が以前	に比べて少なく感じ				
起等	る。									
	●緊張感を持	つことは大切だ	ごが、議員の佛	姓慢で理不尽な!	議会の判断を、	押し付けていること				
	が続いてい	るように感じる) _o							

第12条

(政策等の形成過程の把握)

- 第12条 議会は、市長等から提案される議案のほか、政策、施策、計画、事業等について、慎重な 審議を図るため、その政策等の形成過程の把握に努めるものとする。
- 2 議会は、前項の政策等の形成過程の把握のため、市長等に対して必要な情報提供を求めることができる。

	有効	20	不十分	0	空欄	1			
有効性	【意見】								
の評価	(有効)●常任	委員会における	所管事務調查	が閉会中も含め	か積極的に行わ	れており、有効性を			
	認める。								
	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
妥当性	【意見】								
の評価									
	【意見】								
	●当局側の説明資料が十分でないことが時々ある。よりわかりやすい資料を求めるように、								
	当局側に議	会として要請し	てもよいのつ	ではないか、と	考える。(例:	民文の所管事務調査			
問題提	「新型コロ	ナウイルス感染	※症への対応に	こついて」のと	き、ワクチン接	種に関する調査を行			
起等	った 6/9 の	調査において、	高齢者の進捗	状況も併せて資	資料提示が必要	ではなかったか。(資			
	料請求で対応済み)								
	●必要な情報を提供されても、議員がそれを慎重な審議を行うために尽力することはなく、								
	反対に、強	引な指図をする	らために利用し	ていては意味:	がない。				

第13条

第5章 議会の運営

(定例会の開催等)

- 第13条 芦屋市議会の定例会は、その回数を年4回とする。
- 2 議会(定例会及び臨時会)の会議の運営については、芦屋市議会会議規則(平成 1 6 年芦屋市議会 会規則第 1 号)の定めるところによる。

2 . L. L. L. M.	有効	20	不十分	0	空欄	1				
有効性	【意見】									
の評価										
	妥当	19	不十分	1	空欄	1				
妥当性	【意見】									
の評価	●通年議会の	あり方について	ては、引き続き	を研究しても良	いと考える。					
	【意見】									
	●通年議会に	関しては、政令	市以外で導入	、した自治体の韓	報告もいくつか	あがってきているが				
問題提	制度導入の	効果についてに	は導入前とあ	まり変わらない	いところが多い	ようなので現状のま				
起等	- **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
位 4		保する観点から、夜間議会や休日議会も試験的に導入してみてはどうか。								
	●議会側が執行側に理解を一向に示さないことによる、急施を要した議案に対する臨時会が									
		は考えものであ	ある。							
検証会議	夜間・休日議	会について								
での議論	●過去に議論	したことはある	5が,再度議論	命しても良いの	では。					
		としてはどうか	-							
			•	傍聴者は増え	ないようである) ₀				
	- ,	ど、試験的に実			- A Le 1 3134 \$					
		.,		など,理事者側		ŭ				
		-	^{戻見もめるため}	り、職員の負担は	胃やコストを考	慮してまで実施する				
	必要性を感	- 0	1. フェコートフ	のわさば、ラ、	、1.担味の理会	を充実させるべきで				
	●平口口中に は。	特職できない。	へ(CBC)思(9 〇)	かなりは, 不り	/ 下倪粽//渌-晃	を元夫させるべる()				
	0	まあるが 「Ζσ	地の充気感し	た 成 ド て も	るとしま 必両だ	 と感じる。ただ,報				
			_	を感じてもの		- ' '				
		U CV ·J/CV/,	C 7 7 10 10 15	4.n. G 14 > C D	J J V C OKY	0				
	⇒現行どおり									

第15条 (傍聴者への配慮) 第15条 議会は、市民が傍聴しやすい環境整備とわかりやすい議会運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議及び委員会を傍聴する市民に対して議案書等の資料の提供又は貸与に努めるものと する。 有効 20 不十分 0 空欄 1 有効性 【意見】 の評価 妥当 不十分 20 0 空欄 1 妥当性 【意見】 の評価 【意見】 ●一般質問の通告について、中項目や小項目まで記載するようにしてはどうか。「○○につ いて」というあまりに範囲が広い質問通告が多い。質問通告を見た上で、関心があるため 問題提 に傍聴を希望するという市民にとっては、現状の通告内容はあまりにも分かりにくいと思 起等 う。 ●インターネット上で議案書を探すのは大変手間がかかる。少なくとも議会開会中はホーム

ページ上で探しやすくすることはできないものか。

第16条

(委員会の運営)

- 第16条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第1項に 規定する委員会を適切に設置し、その機動性と専門性を活かすとともに、公平公正な運営により、市 民の負託に応えるものとする。
- 2 委員会の運営については、芦屋市議会委員会条例(平成16年芦屋市条例第21号)の定めるところによる。

つによる。									
	有効	18	不十分	2	空欄	1			
有効性	【意見】								
の評価	(有効)●行政の事務所掌に応じ、概ね適切に分担されており評価できる。								
ひ計画	●調査特別委	員会が、いつも	一定のまとぬ	うや結論が出ない	ハままに運営し	てきているように思			
	います。								
	妥当	19	不十分	1	空欄	1			
妥当性	【意見】								
の評価									
	【意見】								
	●委員会として政策提言をする機会が少ない。西宮市などでは、常任委員会ごとに1年間の								
	重点調査テーマを設け、議員間討議や議会報告会、視察等を経て、委員会として、市長部								
	局に対して政策提言している。委員会としてのテーマ設定を制度化することで、議員間討								
	議や議会報告会、視察等への関連性を持たせることができる。								
問題提	●民生文教常任委員会の事務量、審査事項が多く、社会情勢を注視しながら適宜を見直しの								
起等	検討があっても良いと考える。 ●必要な場合、特別委員会を設置することができるが、その場合、議論を深めるために原則								
				·					
	として、所管している常任委員会のメンバーで構成し審議した方が合理的であり、専門性 をより活かせるのではないのか。また、委員会において議案審査を行い当局への質問が終								
						いヨ同への負問が終			
				を取り入れてみ	· -	いまのぶ禾早人にす			
				=		いものが委員会に入			
	1いよいなと	も多く、東大会	芸派かり愛先時	内に決まること	に个公平感を恩	なしている。			

第17条

(議決事件の追加)

- 第17条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
 - (1) 憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。
 - (2) 姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。
 - (3) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに当該基本構想を実現するために必要な施策及びその方向性を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定又は改廃に関すること。

	有効	20	不十分	0	空欄	1				
有効性	【意見】	【意見】								
の評価										
	妥当	19	不十分	1	空欄	1				
妥当性	【意見】									
の評価	●総合計画審議委員会への議員委員の参加の妥当性を再検討する必要がある。									
	【意見】									
HHHHHH	●議決要件に満たない契約や財産の取得・処分についても執行機関からの情報提供を行って									
問題提	欲しい。	欲しい。								
起等	●専決処分報告が毎議会ごとに出てくるがこれについては当局側から事前に例えば正副議									
	長、当該所	管の正副委員長	そに報告を事 前	前にするなどを	してはどうか。					

第18条

第6章 議会の体制・専門性

(議会図書室の充実等)

- 第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備充実に努めるものとする。
- 2 議会図書室は、議員のみならず、別に定めるところにより、誰もがこれを利用できるものとする。

有効	19	不十分	1	空欄	1			
【意見】								
●だれもが使	●だれもが使えるということがあまり知られていないように思います。							
妥当	20	不十分	0	空欄	1			
【意見】								
【辛目】								
	(C(3)	(1.12-12 12 "D1		C 化安 (4 四 百 元)	作品 ダ3/こレクレクイ沢皿			
- 10	の方にも利用1	ていただける	ろよう丁夫すべ	きでけたいのか	7			
					-			
	, , , , , , , , , ,			– – –	9			
	【意見】 ●だれもが使 妥当 【意見】 ●図書の購入 が必要。 ●もっと市民 ●議員が図書 ●図書室使用 (本の借方、	【意見】 ●だれもが使えるということ 妥当	【意見】 ●だれもが使えるということがあまり知ら 妥当 20 不十分 【意見】 【意見】 ●図書の購入には相応のコストがかかるが必要。 ●もっと市民の方にも利用していただける ●議員が図書室の印刷機を使用する場合の ●図書室使用のルールが周知されていない (本の借方、プリンター使用のモラル等)	【意見】 ●だれもが使えるということがあまり知られていないよ 妥当 20 不十分 0 【意見】 【意見】 ●図書の購入には相応のコストがかかるため、任期ごとにが必要。 ●もっと市民の方にも利用していただけるよう工夫すべ ●議員が図書室の印刷機を使用する場合のルールを一定。 ●図書室使用のルールが周知されていないのでもう一度) (本の借方、プリンター使用のモラル等)	【意見】 ●だれもが使えるということがあまり知られていないように思います。 妥当 20 不十分 0 空欄 【意見】 【意見】 ●図書の購入には相応のコストがかかるため、任期ごとに必要な図書をが必要。 ●もっと市民の方にも利用していただけるよう工夫すべきではないのか ●議員が図書室の印刷機を使用する場合のルールを一定、定めるべきて ●図書室使用のルールが周知されていないのでもう一度周知する必要が			

第19条 (議会事務局の体制整備) 第19条 議会は、その政策立案、政策提言及び監視機能を補助させるため、議会事務局の調査及び 法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。 空欄 有効 18 不十分 1 有効性 【意見】 の評価 ●人員が足りていないのではないでしょうか。 妥当 19 不十分 1 空欄 1 妥当性 【意見】 の評価 【意見】 ●議会事務局の機能強化のためにも体制を充足させることが望ましいと思う。閉会中の委員 会や検討会議など、職員に過度な負担がかかっていないか心配です。 問題提 ●現状の議会事務局スタッフの人員数では、事務的処理に追われることが多く、政策立案、 起等 政策提言、監視機能を補助させることに不十分ではなかろうか。スタッフの増員をはかる べきと考える。 ●議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るという観点からも、人員を増加し、新た に議会運営に関する法務機能強化のための独立した部署を新設してはどうか。

第20条 (議員研修の充実強化) 第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図る ものとする。 不十分 空欄 有効 20 0 1 【意見】 有効性 (有効)●閉会中の研修体制は充実しており、全議員で受講できることに意義があり評価でき の評価 る。 妥当 20 不十分 空欄 0 1 妥当性 【意見】 の評価 【意見】 ●閉会中、毎回実施しなければならないものではないため、「条例があるから研修」となら 問題提 ぬよう必要に応じて開催する方針で運用されたい。 起等 ●議会の視察だが、これまでの慣例では民間視察は難しいとのことであるが、官民協働で取 り組むべき課題があった場合は、民間視察なども視野に入れてよいのではないか。

第21条

(政務活動費の執行)

- 第21条 会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年芦屋市条例第7号)に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。
- 2 会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

	有効	19	不十分	1	空欄	1			
有効性	【意見】								
の評価	●政策立案、項	対策提言のため	に政務活動費	が活用されてい	いるかについて	は充分ではない印象			
	を持つ。								
亚木种	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
妥当性の評価	【意見】								
	【意見】								
	●政務活動費	の使途基準(〜	アニュアル)に	こついて、任期の	中、少なくとも	一度は見直しを行う			
	旨を条文化し、マニュアルの見直しをルール化したほうが良いのではないか。今は見直し								
			- • • • •			ると見直しが確約さ			
	れるか分か 方が良い。	らない。定期的	アな見回しにつ	ついて明又化し、	、必ず見直しか	行われるようにした			
	●前述の通り、政策立案、政策提言のためというより、広報費で大半が消費されるケースが								
日日日五十日	■ 目立つ。調査研究、研修、広聴における活用が不活発である・								
問題提	●事務局から「按分」の提案をされるが、何でも按分すれば指摘を逃れることができると思								
起 守		わない方が良い。民間会社でも経費等の弾力的運用はされており、各議員の責任において							
	柔軟に対応すれば良い。								
			• • • • •		- 0	議員個人で取り組ん			
	でいる政策課題の調査などに使われることが多く、市民からも理解が得やすいものと考える。								
	90	の後払精質方式	だについて検討	対してみてはど	うか				
	, , , , , , , , , , , , , , , ,			•		プランが普及してき			
		•		更だと感じます。	- ,				

第22条

(災害等への対応)

- 第22条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資する ため、必要に応じて全議員で構成する芦屋市議会災害対策本部を設置するものとする。
- 2 芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定める。

	有効	20	不十分	0	空欄	1		
有効性	【意見】							
の評価								
	妥当	20	不十分	0	空欄	1		
妥当性	【意見】							
の評価								
問題提	【意見】							
起等	●運用された実績がないため、絶えず訓練等の経験に基づいた検証が必要。							

第23条

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

- 第23条 議員定数は、芦屋市議会議員定数条例(昭和33年芦屋市条例第8号)に定めるところによる。
- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民及び専門家の意見を聴取し、本市の実情に即して議会がその機能を十分に果たせる定数を検討するものとする。

	有効	20	不十分	0	空欄	1			
有効性	【意見】								
の評価									
	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
妥当性	【意見】								
の評価									
	【意見】								
日日日五十日	●人口減少お	●人口減少およびネット社会により市民意見が自治体へ届けやすくなったこと等、社会情勢							
問題提	の変化を踏まえて議員定数のあり方について議論が必要。								
地 守	●任期ごとに	、任期満了する	改選前に今の	議員定数が適」	Eかどうかにつ	いて本条文第2項に			
	基づいて検	討すべきではな	といのか。						

第24条

(議員報酬)

- 第24条 議員報酬は、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年芦屋市 条例第12号)に定めるところによる。
- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本に し、芦屋市特別職報酬等審議会の意見のほか、市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し、検討す るものとする。

有効性の評価	有効	18	不十分	2	空欄	1		
	【意見】							
	●職員給与や手当については厳しく追及するのに、議員報酬削減については、積極的でない							
	の違和感を感じる。							
	●「市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し」とあるので、コロナ禍での減額は、もっと							
	積極的に行うべきだったと思います。							
妥当性 の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1		
	【意見】							
問題提起 等	【意見】							
	●自治体の負担増が不可避な将来予測を踏まえ、特別職等報酬審議会の設置を待たずに議員							
	報酬削減の議論が必要。							
	●議員報酬を市民のためにカットする必要があれば身を切るべきではあるが、時代の流れに							
	沿った適正な議員数に見直していくことに重きを置いた方がいいのでは個人的には考え							
	る。							

第26条 (条例の理念の徹底) 第26条 議会は、議員にこの条例の理念などを徹底させるため、議員の任期開始後、速やかに、こ の条例の研修を行うものとする。 有効 20 不十分 0 空欄 1 有効性 【意見】 の評価 妥当 19 不十分 空欄 妥当性 【意見】 の評価 ●任期開始後の速やかな研修だけでなく、2年目3年目研修も実施すべきと考える。 【意見】 問題提 ●任期の折り返し時など、全議員が再度確認する機会を設けてはどうか。 起等

第27条

(検証及び見直し)

- 第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切 な措置を講ずるものとする。

有効性 の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1			
	【意見】								
妥当性 の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1			
	【意見】								
問題提起 等	【意見】								

その他

- ●検証および見直しは条例に基づき必要だが、1条毎に有効性、妥当性等を調べる調査方法は変更すべきかと思う。条例全体を通して課題や問題点を問う方が、集計等の事務的負担が軽減するかと。
- ●議長になれば会派から一旦離れることが必要ではないのか?
- ●1期目議員は任期開始時に議会基本条例についての研修は受けるが、全議員に向けても同様の研修が 必要ではないか。
- ●憲法にしても法律や条令にしても時代に即した変更はしていかなければならないと考えますが、本条例は施行から8年ほど経過しておりますが、今のところ大きな問題は無いと思います。諸先輩方が考え抜いた条例を遵守し実行していかなければならないと考えております。
- ●議長判断で、代表者会議等の扱いを全て諮ることが多すぎるため、公平で誠実な対応が見えず不審に 繋がっている。ハラスメント関係など、議会内におけるセンシティブな事に関する調査が必要になっ てくるため、第三者調査委員会などによる外部の調査機関も利用し、公平な議会運営をしなければい けない。不信任につながる議長の対応をなくしたい。
- ●問責決議等に関連する文章で使用する条例に対して、議員の条例の捉え方に一貫性がないように感じている。個人の判断により条例の理解が違い、多数決で周りに流されるのではなく、正確な知識を個々が把握できるようにしなければ条例を定めている意味がない。